

(平成25年4月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

厚生年金関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。給与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る給与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の給与明細書において確認できる賞与額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から回答が得られないものの、複数の同僚が申立期間において賞与の支給があった旨述べているにもかかわらず、標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の賞与額を届け出ておらず、その結果、

社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与が支給され厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年12月賞与分支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の支給控除項目一覧表において確認できる賞与額から、21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から回答が得られないものの、複数の同僚が申立期間において賞与の支給があった旨述べているにもかかわらず、標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の賞与額を届け出ておらず、その結果、

社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月15日から同年4月1日まで
私は、昭和41年6月から平成16年10月までA社に継続して勤務していたが、同社B出張所に勤務していた申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和45年3月15日にA社において被保険者資格を喪失している。

また、A社C営業所は、同社B出張所が同社C営業所となった昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、申立人は、同日に同社C営業所において被保険者資格を取得しており、申立期間は被保険者期間となっていない。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社が保管する申立人に係る職歴名簿により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の職歴名簿により、申立人の申立期間における業務内容及び勤務状況は、その前後の期間と同様であったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年3月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月1日から43年3月13日まで
A社に勤務していた時に、C社が設立されることになり、異動になった。その間、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者となっていない。給与から厚生年金保険料は控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び関連会社のC社に勤務した同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人と同日にA社からC社に異動した際に、申立人と同様、被保険者記録に欠落が生じた同僚が年金記録確認D第三者委員会に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会が同僚照会したところ、当時の厚生年金保険事務責任者から、当該同僚の申立期間における給与はA社から支払われていた旨の供述が得られたことに加え、C社の元事業主が申立人についても当該同僚と同様の扱いであったはずであると述べていることから、申立人のA社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥

当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで

私は、申立期間においてもA社に継続して勤務していた。しかしながら、年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は昭和43年10月31日にA社において被保険者資格を喪失し、B社において同年11月1日に資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

しかしながら、A社及びB社における同僚の証言から、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当時のA社の役員であり、かつB社の事業主であった者は、「A社とB社は関連会社であった。申立人は申立期間においても厚生年金保険料を控除されていたと思われる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、事業主も死亡していることから確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月15日、19年8月10日、同年12月15日、20年8月10日及び同年12月15日は56万円に、21年8月10日及び同年12月15日は47万円に、22年8月10日は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年8月10日
③ 平成19年12月15日
④ 平成20年8月10日
⑤ 平成20年12月15日
⑥ 平成21年8月10日
⑦ 平成21年12月15日
⑧ 平成22年8月10日

私は、A社に勤務しているが、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が欠落しているので、調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社におけるオンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とな

る標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人から提出されたA社に係る賞与の支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①から⑤までは56万円、申立期間⑥及び⑦は47万円、申立期間⑧は38万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月15日、19年8月10日、同年12月15日、20年8月10日及び同年12月15日は70万円に、21年8月10日及び同年12月15日は59万円に、22年8月10日は47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年8月10日
③ 平成19年12月15日
④ 平成20年8月10日
⑤ 平成20年12月15日
⑥ 平成21年8月10日
⑦ 平成21年12月15日
⑧ 平成22年8月10日

私は、A社に勤務しているが、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が欠落しているので、調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社におけるオンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とな

る標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人から提出されたA社に係る賞与の支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①、②、④及び⑤は70万円、申立期間⑥及び⑦は59万円、申立期間⑧は47万円、また、上記の支給明細書で確認できる支給額から、申立期間③は70万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を怠ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 8344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月12日は7万円、同年12月6日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 12 日
② 平成 15 年 12 月 6 日

A社（厚生年金保険の適用事業所名は、B社）から申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたはずだが、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の破産管財人から提出されたA社に係る平成15年度夏期及び冬期手当支給一覧表の記載内容から、申立人は、申立期間において同社から賞与が支給されていたものと認められる。

また、複数の同僚から提出された賞与支給明細書において、その支給された賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、上記の破産管財人は、申立人の申立期間に係る賞与から標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除した可能性が高い旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の支給一覧表において推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万円、申立期間②は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主から回答を得ることができない上、上記破産管財人は、当時の資料は保管されていない旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで
私の夫の年金記録によると、A社で勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、申立期間も継続して同社に勤務していたので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和40年6月1日に、同社B工場から同社C本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年4月の社会保険事務所(当時)の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主も死亡しているため確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和40年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料に

ついて納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 8346 (事案 5290 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 3 月末に集団就職で A 社に入社し、B 職として勤務していたことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと、第三者委員会に申立てを行ったが、「記録を訂正する必要は認められない。」との回答であった。

しかし、中学校の就職説明会で、A 社から写真入り入社案内書を見せられ、厚生年金保険、健康保険及び失業保険について全て加入できると言われ、入社することに決めたので、入社当初から厚生年金保険に加入していると思う。

最近 10 年間の A 社の新入社員の 4 月から 8 月までの賃金台帳を調査して、申立期間について、再度調査をして審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る申立てについては、申立人の業務内容に係る記憶及び同僚の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚は、入社後に試用期間があった旨述べていること、申立人とともに集団就職した複数の同僚の厚生年金保険の資格取得日は申立人の資格取得日と同日であり、事業主がまとめて厚生年金保険に加入させていたことが認められること、及び同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書に記載された申立人の資格取得日は、オンライン記録における資格取得日と一致していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 3 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、A 社における賃金台帳を再度調査し

てほしいとしているが、同社は、「昭和 58 年以降の資料は保管しているが、申立期間当時の資料は保管しておらず、当時の試用期間の有無については不明である。なお、会社で保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の資格取得日は昭和 35 年 9 月 1 日となっているので、申立人がこの日に厚生年金保険の被保険者になったとしか言えない。」と回答している。

また、申立人は、今回、新たに A 社の当時の事業主及び複数の同僚の名前を挙げていますが、当該事業主は既に亡くなっている上、1 名の同僚から回答があったが、申立人の厚生年金保険料の控除について証言が得られない。

さらに、申立人は、今回の口頭意見陳述において、「申立期間当時、給与明細書で厚生年金保険料を控除されていたことを確認した記憶があり、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠如しているのは、社会保険事務所（当時）の記録漏れである。」と主張しているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、A 社が保管する上記の資格取得確認通知書並びに、申立人に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者番号払出簿の資格取得日は、オンライン記録と一致しており、社会保険事務所の事務手続に不自然な点は見当たらない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8347 (事案 2874、6274 及び 7569 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 28 日から同年 7 月 19 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社及び B 社 C 工場 (現在は、B 社) の被保険者期間について、脱退手当金を支給済みとなっていた。申立期間より前の A 社の被保険者期間については脱退手当金を受給したことは確かだが、申立期間である B 社 C 工場の被保険者期間については、受給手続きをしていないし、受給した記憶も無いので、第三者委員会に 3 度の申立てを行ったが、「脱退手当金を受け取っていないものと認めることはできない。」との回答だった。

しかし、まだ納得がいかないなので、もう一度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

B 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 34 年 12 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、A 社の被保険者期間の脱退手当金については申立期間より前に受給したが、申立期間の脱退手当金は受給していないと主張しているが、申立期間より前に脱退手当金の支給記録は無いほか、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 11 日付け、23 年 8 月 3 日付け及び 24 年 2 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「結婚準備費用に充てるお金が必要

だったため、誰だったかは記憶していないが、『自身で取りに行けばすぐに受け取れる。』と言われ、A社を昭和33年3月12日に退職した後、同年3月*日に結婚式を挙げるまでの期間に、D駅付近にあった社会保険事務所（当時）に行き、脱退手当金を受け取った。金額は2万円ぐらいだった。」と主張している。

しかしながら、厚生年金保険被保険者資格の喪失後、約1週間という短期間に、脱退手当金の裁定請求を行い、支払通知書を郵送で受け取った後、社会保険事務所に行き、脱退手当金を受け取ることは、通常の事務処理では考え難い上、年金事務所に照会したところ、「申立期間当時の社会保険事務所はD駅付近にはなかった。」と回答している。

また、申立人が記憶している脱退手当金の額（2万円ぐらい）は、A社のみで試算した場合の脱退手当金の法定支給額（7,043円）を大幅に上回っている。

さらに、申立人が、「D駅付近にあった社会保険事務所への行き方を、地図に書いて教えてくれた。」と記憶しているA社の当時の上司に照会したものの、当該上司は、「申立人が脱退手当金を受給したことは知らなかった。社会保険事務所への行き方を教えた記憶も無い。」と供述している。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。

脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人が受給を認めているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が無く、申立期間の事業所であるB社C工場の事業所別被保険者名簿には「脱」の表示があることなどから、むしろ申立期間に係る事業所を最終事業所とする脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が申立期間の脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年9月1日まで
私は、申立期間において、A社（現在は、B社）C事業所に勤務していたが、オンライン記録によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している複数の同僚の被保険者記録が確認できることから、申立人が同社C事業所に勤務していたことは推認できる。

一方、申立期間は、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の施行期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされている。

しかしながら、申立人は、「申立期間においては、D部署でE業務を担当し、現場勤務をしていない。」と供述しており、同僚は、「申立人は、職員であり職工ではなかった。」と述べている上、申立人が同じ部署であったとしている同僚の被保険者資格取得日は昭和19年10月1日であり、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳には、厚生年金保険法が同年6月1日に施行され、被保険者の適用範囲が拡大されたことに伴い、新たに被保険者となったことを示す「改」の表示が確認できることから、申立人は申立期間において筋肉労働者には該当していなかったものと考えられる。

また、厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）が施行されたのは昭

和 19 年 6 月 1 日であるが、同日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから厚生年金保険被保険者としては厚生年金保険料の徴収は行われていない期間であり、被保険者期間の計算には算入しない期間とされている。

さらに、B 社は、「資料の保管が無いため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。」と回答しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 1 月 30 日から同年 2 月 1 日まで
私は、平成 19 年 1 月 31 日まで、A 社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が提出した人事管理記録によると、申立人の退職日は、平成 19 年 1 月 29 日とされ、申立人の同社に係る雇用保険被保険者記録においても、離職日が同日となっていることが確認できる。厚生年金保険法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、オンライン記録における申立人の資格喪失日は、上記の退職日（離職日）と合致している。

また、B 年金事務所が保管する A 社が平成 19 年 3 月 6 日に提出した厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書においても、申立人の資格喪失日は、同年 1 月 30 日であることが確認できる。

さらに、A 社は、厚生年金保険の保険料控除について、当月分の保険料を翌月の給与から控除していると回答しているところ、申立人が提出した平成 19 年 2 月分の給与支払明細書からは、保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は、19万円とされているが、入社時は18万円であり、毎年4月に定期昇給していたので、通勤手当を加えると申立期間の給与額は、19万円よりも高額になると思われる。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、A社は既に解散している上、元事業主及び経理担当の役員に照会したが、回答が無いため、定期昇給の有無及び申立期間の保険料控除について確認することができない。

また、複数の同僚は、「必ずしも全員が毎年4月に昇給していたわけではない。」と述べている。

さらに、オンライン記録では、申立期間当時の申立人を含めた被保険者21名全員について、遡及訂正等の処理が行われている形跡は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8351 (事案 6929、7549 及び 8102 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、今回の申立期間を含む昭和 44 年 1 月 1 日から 59 年 4 月 1 日までのオンライン記録の標準報酬月額に係る記録が、実際の給与より低額になっていると申し立てたが、過去 3 回の申立てについては記録訂正が認められなかった。

今回の申立期間は、A社からB社に出向した時期であり、当該期間の給与は、出向手当が新たに支給され、超過勤務手当や深夜給も高額になったため給与支給額が増えたにもかかわらず、当該期間の標準報酬月額は出向前と比べて変わっていない。

今回は、私と同様に出向経験のある元社員の妻の連絡先を教えるので照会してほしい。また、新たに作成した申立期間に係る給与及び保険料等の資料（以下「給与額及び保険料額一覧表」という。）を、精査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、A社から実際に支払を受けていた給与よりも低額になっていると主張しているものの、申立人から提出された昭和 44 年 1 月分から 59 年 3 月分までの給与明細書を、当委員会で検証したところ、申立期間において、事業主が源泉控除したと推認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致、又は低額となっていることが確認できることから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 9 月 28 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、2回目の申立てに当たり、新たな資料として、申立人作成の社会保険料控除額一覧表（昭和44年1月から55年1月までは、健康保険料との合算額）を提出しているが、当該一覧表に記載された厚生年金保険料額は、前回提出済みの給与明細書に記載された保険料控除額と同額であることが確認でき、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成24年2月22日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、3回目の申立ての際には、新たな資料を提出すること無く、「実際の給与が高額だとオンライン記録の標準報酬月額も高額になると聞いている。」と主張しているが、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成24年11月28日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は新たな資料として「給与額及び保険料額一覧表」を作成し提出しているが、当該一覧表に記載された厚生年金保険料額は、前回の申立てまでに提出された申立期間に係る給与明細書及び申立人作成の社会保険料控除額一覧表に記載された保険料控除額と同額であることが確認でき、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、申立人と同様に外向経験のある元社員の妻に照会してほしいとしているが、当該妻からは、申立人の申立期間に係る給与体系及び厚生年金保険料控除に係る証言は得られなかった。

さらに、申立人と同時期にA社からB社に外向した申立人と同職種である者を含む2名の標準報酬月額を検証したが、外向期間中に厚生年金保険被保険者標準報酬月額が変更されている者は確認できない。

これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。